○国土交通省告示第百五十四号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月三日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三日

国土交通大臣　石井　啓一

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
中部横断自動車道	山梨県南巨摩郡富士川町青柳町字上川原二九三三番一から同県南巨摩郡富士川町青柳町字中川原二八六六番一まで	平成二十九年三月六日〇時

○防衛省告示第三十四号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、共同使用及び追加提供が平成二十九年三月一日次のとおり決定された。

平成二十九年三月三日

防衛大臣　稲田　朋美

◎共同使用

陸上施設

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
三〇六七	横浜ノース・ドック	横浜市	国有 民有	土地：約一二、〇〇〇平方メートル 土地：約二三、〇〇〇平方メートル 陸上自衛隊が訓練場所として共同使用する。 使用期間：平成二十九年三月六日から同月十七日までの間
四〇九二	岩国飛行場	岩国市	国有	土地：約一九、〇〇〇平方メートル 国土交通省中国地方整備局等が道路用地等として共同使用する。 水域：約二九、〇〇〇平方メートル 佐世保市が浚渫工事を実施するため共同使用する。 使用期間：浚渫工事完了の日まで
五〇二九	佐世保海軍施設	佐世保市		土地：約四六〇平方メートル 土地：約八九〇平方メートル 宜野座村が進入路整備用地等として共同使用する。
六〇一一	キャンプ・ハンセン	沖縄県国頭郡宜野座村	国有 公有	土地：約四〇平方メートル 沖縄電力株式会社が電柱等の設置用地として共同使用する。 土地：約四〇平方メートル 西日本電信電話株式会社が通信設備の設置用地として共同使用する。
六〇一一	キャンプ・ハンセン	沖縄県国頭郡宜野座村	公有	土地：約四〇平方メートル 沖縄電力株式会社が電柱等の設置用地として共同使用する。 土地：約四〇平方メートル 西日本電信電話株式会社が通信設備の設置用地として共同使用する。
六〇一一	キャンプ・ハンセン	沖縄県国頭郡宜野座村	国有 公有	土地：約四六〇平方メートル 土地：約八九〇平方メートル 宜野座村が進入路整備用地等として共同使用する。
三〇一三	横田飛行場	福生市、羽村市、東京都西多摩郡瑞穂町	国有	土地：約六三、〇〇〇平方メートル 道路整備用地等として追加提供する。 工作物：通信装置等 ユーティリティ等として追加提供する。
四〇八四	広弾薬庫	呉市	国有	工作物：下水等 防災施設として追加提供する。
四〇九二	岩国飛行場	岩国市	国有	建物：約五五、〇〇〇平方メートル 工作物：囲障等 家族住宅等用地として追加提供する。

◎追加提供

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
三〇一三	横田飛行場	東京都西多摩郡瑞穂町	国有	土地：約六三、〇〇〇平方メートル 道路整備用地等として追加提供する。
六〇一一	キャンプ・ハンセン	沖縄県国頭郡宜野座村	公有	土地：約四〇平方メートル 沖縄電力株式会社が電柱等の設置用地として共同使用する。 土地：約四〇平方メートル 西日本電信電話株式会社が通信設備の設置用地として共同使用する。
四〇九二	岩国飛行場	岩国市	国有	建物：約九〇平方メートル 工作物：門等 制御棟等として追加提供する。
六〇〇一	北部訓練場	沖縄県国頭郡東村	国有	工作物：水道等 環境負荷低減対策設備として追加提供する。
六〇一一	キャンプ・ハンセン	沖縄県国頭郡宜野座村	国有	工作物：囲障等 ガードレール等として追加提供する。
六〇二九	キャンプ・コートニー	うるま市	国有	工作物：水道等 環境負荷低減対策設備として追加提供する。
六〇三二	キャンプ・シールズ	沖縄市	国有	工作物：電力線路等 環境負荷低減対策設備として追加提供する。
六〇三七	嘉手納飛行場	沖縄市	国有	建物：約一四、〇〇〇平方メートル 工作物：門等 整備格納庫等として追加提供する。
六〇四八	ホワイト・ビーチ地区	うるま市	国有	工作物：電力線路等 環境負荷低減対策設備として追加提供する。
三一八八	相馬原演習場	群馬県北群馬郡榛東村	国有	土地：約一八六、〇〇〇平方メートル 建物：約一一、三〇〇平方メートル 工作物：水道等 訓練施設として追加提供する。 使用期間：平成二十九年三月五日から同月十七日までの間 陸上自衛隊相馬原演習場及び陸上自衛隊相馬駐屯地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として提供する。この場合において、合衆国軍隊がこの施設及び区域を使用している期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。
五一二四	北熊本駐屯地	熊本市	国有	土地：約三、六〇〇平方メートル 駐車場等用地として追加提供する。 陸上自衛隊北熊本駐屯地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として提供する。この場合において、合衆国軍隊がこの施設及び区域を使用している期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

○東北地方整備局告示第五十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年三月三日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

一　施行者の名称　岩手県

二　都市計画事業の種類及び名称　一戸都市計画道路事業三・四・一号上野西法寺線

三　事業施行期間　自平成二十九年三月三日至平成三十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　岩手県二戸郡一戸町高善寺字野田、字蒼前久保及び字大川鉢地内

使用の部分　岩手県二戸郡一戸町高善寺字野田及び字大川鉢地内